

入札公告

次のとおり条件付一般競争入札を行うので公告する。

令和3年3月17日

公立大学法人福島県立医科大学理事長 竹之下 誠一

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 福島県立医科大学学生寮機械設備保守点検業務 一式
- (2) 仕様等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (4) 履行場所 学生寮（福島県福島市渡利字大久保60番地1）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 以下の何れかに該当する者であること。
 - ① 福島県の庁舎維持管理業務の入札参加資格者であること。
 - ② 機械設備の保守に関する必要な教育訓練を終了した技術優秀な者がいること。
- (3) 県内に本店、支店、営業所等があること。
- (4) 機械設備保守点検業務に関する受託実績があること。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（別記1）
- (6) 当該委託業務を誠実かつ確実に履行できる者であること。
- (7) 業務責任者は正社員であり、保守に必要な資格を有すること。

3 入札参加手続等

- (1) 入札に参加を希望する者は、所定の条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を持参または郵送により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。
 - ① 提出期限 令和3年3月25日（木） 午後5時まで
 - ② 提出場所 郵便番号960-1295 福島県福島市光が丘1番地
公立大学法人福島県立医科大学5号館1階教育研修支援課医学部教務係
電話番号 024-547-1095
- (2) 仕様書等の閲覧期間及び閲覧場所
 - ① 閲覧期間 令和3年3月17日(水)～令和3年3月24日(水)
 - ② 閲覧場所 福島市光が丘1番地
公立大学法人福島県立医科大学 教育研修支援課 医学部教務係
電話番号 024-547-1095

(3) 仕様書等に対する質問及び回答

- ① 受付期間 令和3年3月17日(水)～令和3年3月24日(水)
- ② 受付方法 入札説明書の「入札仕様書等に関する質問書」(様式6)により直接持参、下記記載番号あてのファクシミリまたはアドレスあての電子メールのいずれかの方法で提出すること。これ以外の方法による質問には対応しない。
- ③ 受付場所 福島市光が丘1番地
公立大学法人福島県立医科大学 教育研修支援課 医学部教務係
電話番号 024-547-1095
ファクシミリ 024-547-1989
電子メール d-kbys@fmu.ac.jp
- ④ 回答予定日 令和3年3月25日(木)

(4) 現場説明会は行わない。

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、公立大学法人福島県立医科大学契約細則第9条に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、公立大学法人福島県立医科大学契約細則第39条第1項に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

5 入札等に関する事項

- (1) 入札は、次により行う。この条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を下記の日時及び場所に持参により提出しなければならない。
 - ① 入札日時 令和3年3月29日(月) 午後1時30分
 - ② 入札場所 福島市光が丘1番地
福島県立医科大学 大学院講義室(教育研修支援課向かい側)
- (2) 落札候補者の決定について
 - ① 開札したときは、直ちに入札書の記載事項を確認し、無効または失格の入札を行った者があった場合には、当該入札者名及び無効または失格の事由を発表する。
 - ② 無効または失格の入札を除き、予定価格の範囲内において最低価格で入札した者を落札者とする。
 - ③ 同じ価格をもって入札した者が2以上あるときは、くじにより順位を決定する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和3年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに入札の効力が生じる。

8 その他

- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 最低制限価格 地方自治法施行令第167条の10第2項の例により最低制限価格を設定する。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 消費税率の改正等により消費税額を含む契約金額が変更になる場合は、変更契約を行う。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。